

公 告

肉用子牛生産者補給金制度に係る負担金の額について

1 肉用子牛1頭当たりの負担金の額

(単位：円)

区 分	機 構	県	生産者	計
黒毛和種	800	400	400	1,600
褐毛和種	3,000	1,500	1,500	6,000
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	10,000	5,000	5,000	20,000
乳用種の品種	2,500	1,250	1,250	5,000
肉専用種と乳用種の交雑種の品種	1,200	600	600	2,400

2 適用時期

令和7年4月1日に個体登録される（令和6年10月2日以降生まれの）肉用子牛から適用

3 農林水産省畜産局長承認

令和7年3月28日付け6畜産第3299号

令和7年4月4日

山形県山形市吉原2丁目8番6号
公益社団法人 山形県畜産協会
会 長 折 原 敬 一